

7 その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 耐震改修促進協議会の設置

建築関係団体等との連携を図り、本市促進計画の目標を達成するための施策や取組に関する情報交換等の場として、建築関係団体・建築関係教育機関・行政機関で構成する「秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会」を平成20年5月に設置し、住宅・建築物の耐震化を推進しています。

設立以後は、概ね年1回の総会と、事業の検証と検討を目的としたワーキンググループ（官・産）検討会を随時実施しています。

表7-1 秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会 会員

会 員 名
一般社団法人 秋田県建築士事務所協会 中央支部
秋田中央建築士会
公益社団法人 日本建築家協会 東北支部 秋田地域会
一般社団法人 秋田市建設業協会 建築部会
協同組合 安心リフォーム協議会
秋田市地質調査業協会
公益社団法人 秋田県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会秋田県本部
公立大学法人 秋田県立大学 システム科学技術学部
独立行政法人 国立高等専門学校機構
秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 土木・建築系
秋田県立秋田工業高等学校 建築科
一般財団法人 秋田県建築住宅センター
公益財団法人 秋田市総合振興公社
秋田市都市整備部

(2) その他

ア 応急危険度判定士の受入れ環境の整備

地震により建築物が被害を受け、被災建築物の応急危険度判定が必要な場合は、市防災計画および秋田市被災建築物応急危険度判定要綱（平成24年3月15日市長決裁）に基づき判定実施本部を設置し、秋田県判定支援本部に対し、不足する応急危険度判定士等の支援要請や受入れのために必要な措置を講じます。

※ 被災建築物応急危険度判定

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

イ 進捗状況の検証等

市促進計画は、必要に応じて進捗状況を検証し変更します。

また、市促進計画を実施するにあたり必要な事項は別途定めます。

(令和3年3月16日 策定 令2建指第3103号 市長決裁)

(参考) 第1期秋田市耐震改修促進計画の改定履歴

平成19年12月14日 策定

平成23年3月24日 改定

平成28年3月24日 改定

平成31年4月16日 改定